

No.	質問	回答
1	<p>指導監査の実施について（通知）に掲載している当日の準備書類各書類の保管期限について 教えていただきたいです。</p>	<p>加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第3号）において、</p> <p>①保育の提供に当たっての計画（全体的な計画や個別計画など）</p> <p>②保育の提供の記録（保育日誌などの日々の記録）</p> <p>③市町村への通知に係る記録（保育認定において不正があった際の市への通知など）</p> <p>④苦情の内容等の記録（苦情記録簿など）</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（事故報告書やそれに類する書類）</p> <p>は、その完結の日から5年間保存しなければならないと規定しています。よって、これに該当する記録は園児が卒園（退園含む）した日から5年間保存いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>ここ2年は、コロナの問題があり、プール遊びでなく、水鉄砲などでの水遊びを行っていました、今年度プール遊びを行うとなれば、水質検査とは残留塩素を調べるでよろしいでしょうか？また、プールを行う日は毎日検査を行うということでしょうか？それとも、プール開きの前には、薬剤師さんに水質検査を実施していただいておりますが、その1回でよいのでしょうか。</p>	<p>厚労省R3年8月一部改訂「保育所における感染症対策ガイドライン」においては、</p> <p>「遊泳用プールの衛生基準」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添）に従い、遊離残留塩素濃度が0.4 mg/L から1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。</p> <p>としているため、毎時間検査いただくようお願いいたします。</p>
3	<p>大型遊具を業者さんによる点検を年1回行うのは、販売会社でよいのでしょうか、また、その際には報告書を作成していただくのでしょうか？</p>	<p>遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者（販売会社でも可）による定期点検（年1回以上）を実施の上、報告書を徴取いただくようお願いいたします。</p> <p>※幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説、保育所保育指針解説</p> <p>※国交省H26年6月付 都市公園における遊具の安全確保に関する指針</p>